

## とちぎ健康経営事業所認定制度実施要領

第1条 この要領は、従業員等の健康管理に積極的に取り組む事業所を「とちぎ健康経営事業所」※（以下「認定事業所」という。）として認定する「とちぎ健康経営事業所認定制度」について必要な事項を定めるものとする。

※「健康経営」は特定非営利活動法人健康経営研究会の登録商標

2 本制度は、栃木県（以下「県」という。）、全国健康保険協会栃木支部（以下「協会けんぽ」という。）及び健康保険組合連合会栃木連合会（以下「健保連」という。）が連携して実施する。

（定義）

第2条 この要領において、「事業所」とは、常時雇用する従業員等を有する法人、個人、団体、その他知事、協会けんぽ支部長及び健保連会長が適当と認める者とする。

（対象）

第3条 本制度の対象とする事業所は、次の各号のすべてに該当するものをいう。

- (1) 「とちぎ健康経営宣言」等の健康宣言を実施していること
- (2) 栃木県が実施する健康長寿とちぎづくり推進県民会議の会員であること
- (3) 県内に事業の拠点があり、県税の滞納がないこと
- (4) 申請年度の3年前の4月1日から申請日までに、労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に係る違反等がないこと
- (5) 暴力団等の反社会的勢力に所属せず、これらのものとの関係を有していないこと

（認定要件）

第4条 認定事業所は、別表に掲げる認定基準を満たす事業所とする。

（認定の申請）

第5条 認定を受けようとする事業所は、「とちぎ健康経営事業所認定申請書」（様式1）に次の書類を添えて、知事、協会けんぽ支部長又は健保連会長に申請するものとする。ただし、加入する医療保険者が健保連に属している場合は、当該医療保険者を經由して健保連会長に申請するものとする。

- (1) とちぎ健康経営事業所認定基準チェックシート（様式2）
- (2) とちぎ健康経営事業所認定制度誓約書（様式3）
- (3) その他認定に関し必要な書類で知事、協会けんぽ支部長又は健保連会長が指示するもの

（認定）

第6条 知事、協会けんぽ支部長及び健保連会長は、前条の申請があった場合において、提出された書類等により審査を行い、第3条及び第4条に掲げる要件を満たしていることを確認した上で、これを認定し、「とちぎ健康経営事業所認定証」（様式4）（以下「認定証」という。）を交付するものとする。

のとする。

- 2 知事、協会けんぽ支部長及び健保連会長は、前項の規定による認定をしないときは、文書により、その旨を申請者に通知するものとする。
- 3 第1項の規定による認定の有効期間は、認定の日から3年間とする。
- 4 認定事業所は、別に定めるロゴマークを認定有効期間内に限り使用することができるものとする。
- 5 知事、協会けんぽ支部長及び健保連会長は、認定事業所に対し必要な支援を行うものとする。

#### (調査)

第7条 知事、協会けんぽ支部長及び健保連会長は、本制度の運用にあたり必要に応じて、認定の申請をした事業所又は認定事業所に対し、必要な調査を行うことができる。

- 2 前項に規定する事業所は、調査に協力するものとする。

#### (変更の届出)

第8条 認定事業所は、名称又は所在地に変更があった場合は、当該変更が生じた日から30日以内に「とちぎ健康経営事業所変更届出書」(様式5)により、知事、協会けんぽ支部長又は健保連会長に届け出なければならない。

#### (取下げの届出)

第9条 認定事業所は、次の各号のいずれかに該当する場合は、「とちぎ健康経営事業所認定取下書」(様式6)(以下「認定取下書」という。)に認定証を添えて、知事、協会けんぽ支部長又は健保連会長に届け出なければならない。ただし、加入する医療保険者が健保連に属している場合は、当該医療保険者を經由して健保連会長に届け出るものとする。

- (1) 第3条又は第4条に掲げる要件を満たさなくなった場合
- (2) 認定の有効期間中に、労働基準法、労働安全衛生法、健康増進法等の関係法令に係る違反等があった場合

#### (認定の取消)

第10条 知事、協会けんぽ支部長及び健保連会長は、前条の規定による認定取下書を受理した場合のほか、次の各号のいずれかに該当する場合は、認定取消を行う。

- (1) 虚偽その他不正の手段により本制度の認定を受けた場合
  - (2) 前条各号のいずれかに該当したにもかかわらず、認定取下書が提出されない場合
  - (3) その他認定事業所として適当でなくなったと知事、協会けんぽ支部長又は健保連会長が認めた場合
- 2 前項各号のいずれかに該当した事業所は、知事、協会けんぽ支部長又は健保連会長にすみやかに認定証を返還しなければならない。ただし、加入する医療保険者が健保連に属している場合は、当該医療保険者を經由して健保連会長に返還するものとする。

(認定の更新)

第 11 条 認定事業所は、認定の有効期間が満了する前に再度申請し、審査を受けることで認定を更新することができる。

(認定事業所の公表)

第 12 条 知事、協会けんぽ支部長又は健保連会長は、第 6 条第 1 項の規定による認定又は第 10 条第 1 項の規定による認定の取消しをしたときは、当該認定事業所を県等のホームページで公表するものとする。

(表彰)

第 13 条 認定事業所の中で、特に優秀かつ県の健康課題に沿った取組を行っている事業所については、健康長寿とちぎづくり推進県民会議が実施する「健康長寿とちぎづくり表彰（健康経営部門）」において表彰するものとする。

(個人情報の保護)

第 14 条 県、協会けんぽ及び健保連は、認定の事務に関し入手した個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他個人情報の適切な管理に努めるものとする。

(その他)

第 15 条 この要領に定めるもののほか、本制度の運営に関し必要な事項は別に定める。

附 則

この要領は、令和元(2019)年 10 月 7 日から施行する

附 則

この要領は、令和 3 (2021)年 3 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、令和 4 (2022)年 3 月 1 日から施行する

附 則

この要領は、令和 4 (2022)年 10 月 3 日から施行する

附 則

この要領は、令和 6 (2024)年 12 月 11 日から施行する